別記様式（第８関係）

会　　議　　録

会議の名称	令和７年度第１回　日向市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和７年５月29日（木）　19時00分から21時00分
開 催 場 所	本庁４階委員会室
出 席 委 員	○被保険者代表 梅野　美和子（欠）／髙橋　亜紀子／稲田　利文／橋口　昭太郎（欠） ○保険医代表 甲斐　史朗（欠）／新名　克彦／大川　浩史／石﨑　美代子 ○公益代表 鈴木　道雄／治田　里美／野口　洋／竹田　裕見子
審　　議	（１）令和６年度日向市国民健康保険事業特別会計の補正予算（３月31日専決）について （２）日向市国民健康保険税条例の一部改正について （３）令和７年度日向市国民健康保険税の税率について
会議資料の名称及び内容	会次第・説明資料（冊子）
記 録 方 法	□全文記録　■発言者の発言内容ごとの要点記録　□会議内容の要点記録

会　議　内　容

1　開　会
　　資格確認、資料確認

2　新任委員委嘱状交付
　　野口　洋委員、竹田　裕見子委員に、副市長から委嘱状が交付された

3　副市長あいさつ
　　副市長　黒木　升男

４会長選任
　　公益代表から鈴木　道雄委員を選出

5　会長あいさつ
　　会長　鈴木　道雄

6　会議録署名委員の選出

第１回	高橋　亜紀子　委員、石﨑　美代子　委員

◇　議事進行（鈴木　道雄 会長）

5　審　議

（1）令和６年度日向市国民健康保険事業特別会計の補正予算（３月 31 日専決）について
（２）日向市国民健康保険税条例の一部改正について
（３）令和７年度日向市国民健康保険税の税率について

【事務局】
　今回の補正予算は、歳入・歳出ともに 127 万 6 千円を増額するものである。増額の理由は、基金からの繰入金増額による財源調整および過年度の普通交付金返還に伴う償還金の増額である。

【議長】
　担当課からの説明に対する質問や意見はあるか。

【委員】
　質問、意見なし

【議長】
（1）令和６年度日向市国民健康保険特別会計の補正予算、3 月 31 日専決分について、事務局からの提案どおり、承認することに異議はないか。

【委員】
異議なし

【議長】
異議なしと認める。

（２）日向市国民健康保険条例の一部改正について

改正の理由については、令和７年３月31日に公布された地方税法施行令および国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するもの。関係法令が令和７年３月31日に公布、４月１日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分を行った。

①国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ
医療の高度化による医療費の増加、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行したことによる後期支援金の増加等により、保険料率の上昇が見込まれる中、限度額の引き上げによる中間所得者層の負担上昇を抑制することが目的。限度額の引き上げは４年連続となる。
保険税の基礎課税額賦課限度額が１万円、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額が２万円の引き上げになっている。

②軽減対象となる所得基準の見直し
物価上昇等の影響で、応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて行われるもの。
物価上昇の影響を受けて、令和５年度以降３年連続の引き上げとなる。
具体的には、５割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額が29万5000円から30万5000円に、２割軽減においては、54万5000円が56万円に増額している。

③施行日
令和７年４月１日から施行。
経過措置として改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は令和７年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【会長】
担当課からの説明に対する質問や意見はあるか。

【委員】
①どれぐらいの所得の人が限度額に達するのか。
②日向市で限度額に達している対象者は何人いるのか。

【事務局】

①1 人世帯で、約 1,170 万円程度の収入がある方が、限度額に達すると思われる。

②試算の結果、92 名の方が限度額に達すると算出された。

【会長】

他に質問や意見はないか。

【委員】

質問、意見なし

【議長】

日向市国民健康保険条例の一部改正について、担当課からの提案のとおり承認することに異議はないか。

【委員】

異議なし

【会長】

それでは日向市国民健康保険条例の一部改正について担当課からの案のとおりと承認する。

（３）令和 7 年度日向市国民健康保険税の税率について

【日向市の現状】

①被保険者数

令和 7 年度の被保険者数は、令和 6 年度から 5.39%減少し、月平均 1 万 725 人となる見込みである。平成 30 年以降、人口減少や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への社会保険適用拡大などにより、被保険者数は減少傾向が続いている。今後も国民健康保険の規模は縮小していくと考えられる。なお、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行は令和 6 年度で終了した。

②世帯数

令和 7 年度の世帯数は、令和 6 年度から 3.85%減少し、7,618 世帯となる見込みである。世帯数の減少幅は被保険者数に比べて小さい。これは、世帯あたり人数の減少や単身世帯の増加が要因である。

③年間医療費

令和 6 年度の年間医療費総額は、令和 5 年度から 4.25%減少し、約 53 億円となった。一人当たりの医療費は、令和 5 年度から 1.99%増加し、約 47 万円となった。総額は被保険者数の減少により減少傾向であるが、一人当たりの医療費は増加傾向である。被保険者数が減少しているものの、高齢化や医療費単価の上昇により、今後も年間医療費総額が大きく減少することはないと見込まれる。

④年間医療費の状況

令和 7 年度は、過去実績を踏まえ、年間医療費総額は令和 6 年度から 2.52%減少し、約 52 億円となる見込みである。一人当たりの医療費は令和 6 年度から 3.04%増加し、約 48 万円となる見込みである

⑤一人当たり医療費の県内順位

日向市の一人当たり医療費の県内順位は、26 市町村中 12 位である。

⑥令和 6 年度の決算見込み

令和 6 年度決算では、1 億 2,000 万円を基金から繰り入れる予定であり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は約 1 億 2,700 万円となる見込みである。このうち、日向市国民健康保険基金条例に基づき、その半額の 6,400 万円を基金に積み立て、残りは翌年度の医療費増加などに備えて約 6,300 万円を繰り越す予定である。表面的には剰余金が発生しているが、実際には基金の繰入や繰越金で対応しており、財政状況は厳しいといえる。

⑦国保基金保有額

令和 6 年度の剰余金による積立額は 6,400 万円、令和 7 年度予算では 60 万 3 千円の積立を予定しており、令和 7 年度末の基金残高は約 3 億 1,000 万円となる見込みである。一人当たりの基金保有額は県平均が 62,297 円であるのに対し、日向市は 30,383 円であり、県内 9 市の中で 8 位である。

⑧令和 6 年度保険税収納率の状況

令和 6 年度保険税収納率の状況について、4 月末現在で説明する。現年度分全体で見た場合、前年より 0.31 ポイント下回っている。滞納繰越分についても、全体で 0.77 ポイント下回っている。収納率の低下は、物価高騰による家計の圧迫が要因と考えられる。今後の対策としては、口座振替の更なる推進や滞納者への早期かつ丁寧な催告、財産調査、滞納処分といった債権管理の見直しにより、収納率の改善に努めていく。

⑨被保険者の所得と固定資産の状況

以下は、保険税算定の対象となる令和 7 年 4 月末現在の被保険者の所得および資産の状況である。令和 7 年度の国民健康保険税は、令和 6 年 1 月から 12 月までの収入を基準として算定している。なお、ここで用いる課税標準額は市県民税の課税標準とは異なり、所得から基礎控除 43 万円を差し引いた金額である。令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、被保険者数は減少しているが、課税標準額は 7.86%増加している。要因を分析した結果、低所得者層および中間層の課税標準額はほぼ横ばいで推移しているが、高所得者層の所得が大きく増加したことが主な要因である。これは今回の特徴的な傾向である。一方、令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、被保険者の固定資産税は減少している。固定資産税の評価替えは 3 年ごとに実施されており、令和 6 年度に評価替えが行われたが、これは被保険者が所有する資産価値が下がったことを意味するものではなく、固定資産を所有している被保険者の数が減少したことによるものである。

⑩令和７年度保険税率（据置の場合）
以上の状況を踏まえ、令和７年度の保険税率は据え置く方針である。

⑪令和７年度保険税の状況（税率据置の場合）
国保標準システムを用いて、令和７年度国民健康保険税の試算を実施した。昨年度の試算結果と比較すると、1人当たりの保険税額は上昇している。高所得者層の所得が平均を押し上げており、中間層および低所得者層は横ばいで大きな変化はない。

次に、令和７年度国民健康保険事業特別会計の総括表について説明する。歳出予算の主な費目は、総務費、保険給付費（医療費）、国民健康保険事業費納付金、保健事業費である。このうち最も歳出額が大きいのは保険給付費である。国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険を運営する宮崎県へ支払う運営費である。保健事業費は、被保険者の健康維持増進を目的とした各種事業に充てている。これらを合計し、約67億円を計上している。
この歳出を賄う歳入予算の主な項目は、国民健康保険税や国・県からの補助金である。また、市の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金も含まれている。

⑫県内九市保険者の税率算定・国保事業運営状況
本市の国民健康保険税率は、平成24年度から据え置きとなっている。県内9市のうち、多くの市も税率を据え置いているが、小林市とえびの市は令和6年度に税率を引き上げた。また、県内で保険税水準の統一を図るため、従来の4方式から3方式への移行が求められている。現時点で3方式による賦課を実施しているのは、宮崎市と西都市の2市のみである。

⑬主な改正事項等
（２）での説明のとおり、日向市国保税条例の改正により限度額の引き上げを行う予定。

【議長】
担当課からの説明に対する質問や意見はあるか。

【委員】
先ほどの説明の中で、国保税の課税標準額が大幅に７．86％伸びているという話だったが、単純に考えて、税率を据え置いた場合は、その分がはね返ってくるんじゃないかと思った。
令和７年度の当初予算総括表を見ると、税としては前年度から０．52％増えているということであったが何か理由がわかれば教えてほしい。

【事務局】
課税標準の大幅な伸びに対し、国民健康保険税がそれほど増加していない要因は大きく３つある。
１．被保険者数も世帯数も減少。２．１．の影響で被保険者が持っている資産が減少。
３．限度額に達している世帯の所得が増えている。

【議長】
　他に質問や意見はあるか。

【委員】
　質問、意見なし

【議長】
　令和７年度日向市国民健康保険事業特別会計決算案について担当課からの提案のとおり承認することに異議はないか。

【委員】
　異議なし

６　県内保険税水準の統一について
　　資料 17 ページ参照

７　子ども・子育て支援金制度について
　　資料 18 ページ参照

８　マイナ保険証の利用状況について
　　資料 18 ページ参照

９　閉　会